

五月三日は、第五六回憲法記念日、おめでとう！

憲法の条文を読めない人が増えた？

——憲法記念日に、読めるかどうか、ためして下さい——

「——————————————————————」
憲法 第一章 最高法規

「——————————————————————」
第九條 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律・

「——————————————————————」
命令・詔勅及び国務に関するその他の行為の全部、又は一部

「——————————————————————」
は、その効力を有しない。

◎皆さん、この条文が読めましたか？ 最高法規である憲法に違反するものは、法律をはじめ、すべてが無効（効力がない）なのです。

◎ところが、わが日本では今、日本語の読めない人たちが、首相や大臣、公務員になって国家の政治や行政を行っています。

最も良くわかる例を二つあげましょう。

①憲法第九条の「戦争を放棄する」を「放棄しない」と読んで平気な顔をしています。読み違いか、読む能力がないのか、どちらかですね。そのために憲法第九条に違反する「有事法制（有事とは戦争のこと）」を作り、戦争の準備を始めようとしています。

②また第九条には「陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない」と書いてありますが、これを「保持する」と読んで、自衛隊の「陸・海・空軍」を、どしどし増強していますね。機関銃、大砲、ミサイル、戦車、駆逐艦、イージス艦、掃海艇、戦闘機、エーワックスその他、信じられないクライスター爆弾まで保持しています。これは、日本語の読めない首相・大臣・国会議員が、憲法に違反する自衛隊法（効力を有しない法律）を定め、「陸・海・空軍」を作り、これに年間約五兆円も浪費しているからです。介護保険や医療費、それに発泡酒税まで値上げして…。

＊また国民の中にも、憲法の読めない人がいつの間にか増えてきたようです。小・中学生だったら、「保持しない」を「保持する」とは絶対に読みません。正直な子どもたちが可愛そうではありませんか。政府をはじめ、公務員が公然と「ウソ」を言いながら、子どもたちには「正直に生きなさい！」とお説教しているのが、今日の日本国の悲劇的現状です。

◎このように、憲法の条文（日本語）を正しく読めない政治家や官僚が「平和国家日本」と正反対の「軍事国家日本」を、せっせと作っています。これは破滅の道です。

◎第九条は、世界平和を作り出す唯一の道、即ち全世界の国々が戦争を放棄し、陸・海・空軍を持たない国となる方向を指し示しています。軍備がある限り、世界平和は来ません。その意味で第九条は、世界の行方を照らす明星です。

◎さて、あなたは次の憲法第九条を正しく読めるか、読めないか、自分で採点してみてください。そして、実行してください！

憲法第二章戦争放棄

― 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し国―

権の發動たる戦争と、武力による威嚇、又は武力行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸・海・空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

— 二〇〇三年五月一日（日） 第四三五回・憲法を守る平和行進 —

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市紺屋町三〇一、十五

二〇〇三年五月三日（土） 第五六回憲法記念日

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一ノ十五

7

_____ J _____ L

「日本国憲法」第二章 戦争放棄

― 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、―

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇、又は武力の行使は国際――

紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸・海・空軍その他の戦力は、これ―

を保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「日本国憲法」

第二章 战争放棄

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、

唯一の発動を戦争と、武力による威嚇、又は武力行使は国際紛争に

を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前頁の目的を達するため、陸・海・空軍そのものの戦力は、これを

呆しな。国の交戦は、二を認めない。

佐
持
「
ス
い
国
の
ス
単
材
に
こ
本
を
言
と
ス
し
